

入院時食事療養費に係る食事療養に関わる事項

入院時食事療養費（Ⅰ）

入院時食事療養費（Ⅰ）の届け出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています

入院時食事療養費の標準負担額について

入院患者さんに負担していただく食事代は以下のとおりです

(1食あたり)

1	一般の方	490円
2	住民税非課税世帯の方	230円
3	住民税非課税かつ過去1年間の入院期間が91日以上の方	180円
4	住民税非課税かつ所得が一定基準に満たない方など	110円